経理に不安のある方へ

記帳支援事業（公益目的事業）

記帳処理サービス

ご存知ですか？

記帳処理サービスは、専属の担当者が付き、簡和効果の高い青色申告特別控除65万円が適用されるシステムです。会計の負担を軽減しながら、自動化をサポート致しますので、是非ご検討ください。

税理士関係の方は税理士にご相談ください

お問い合わせ　TEL 0465-24-2614（事業課）

箱根 駒ケ岳 ロープウェー

お問い合わせ　箱根園　TEL 0460-83-1151
http://www.princehotels.co.jp/aruse/hakone-en/

駒ケ岳山頂まで7分間の空中散歩。360°の大パノラマがご覧いただけます。眼下には芦ノ湖を中心にミニチュアのような箱根の町がながめ、北西には奥社な富士山が。晴れた日には駿河湾や房総半島まで見渡せる絶景が展開されています。天候次第、点検等は運休の可能性あり。不明な場合は、事前電話お問合せください。

会員優待料金　**利用料割引特典**

おとな(往復)：1,300円 ▶ 優待料金：1,040円
こども(往復)：650円 ▶ 優待料金：520円

本誌を持参のうえ「小田原青色申告会の会員」である旨を係員にお伝えください。

往復乗車券プレゼント
5組10名様
2面の「漢字穴埋のクイズ」にご応募ください。

祝 本会納税表彰 受彰者

11月15日に開催された小田原税務署及び小田原税務署所主催の納税表彰式において、次の本会役員の受彰及び受彰披露が行われました。謹におめでとうございます。

- 国税庁長官表彰
  - 志村宗男氏
- 東京国税局長表彰
  - 石 井 明 氏
- 小田原税務署長表彰
  - 吉村友文氏　石 塚 昇 氏
- 小田原税務署長感謝状
  - 染 野 耐 氏　遠藤秀則氏
  - 遠山正憲氏　木村嘉起氏
- 神奈川県知事納税功労表彰
  - 志村宗男氏　岩田邦司氏
- 小田原県税事務所長表彰
  - 大野昌二氏

ご予約はお早めにどうぞ。

会員限定 無料相談

要ご予約

問 ☎24-2612

弁護士の **法律** 相談会 10時～12時
12月16日(金)
1月10日(火)
1月20日(金)

弁護士の **相続** 相談会 10時～12時
12月21日(水)
1月18日(水)

税理士の **税** 相談会 14時～16時
12月15日(木)

社労士の **年金** 相談会 10時～12時
12月13日(火)
1月17日(水)

不動産コンサルタントの **不動産** 相談会 10時～12時
12月22日(木)
1月26日(木)

経営コンサルタントの **経営** 相談会 日時応談
問 ☎24-2614

会場：納税者センター・青色会館

ご注意　同一の内容のご相談は重複してできませんので予めご了承ください。

フェイスブック

小田原青色申告会のホームページとフェイスブック、是非ご覧ください！

ホームページ

県税事務所からのお知らせ　軽油引取税について

【軽油引取税とは】
バスやトラックなどの燃料である軽油の引取り（購入）に課される税金です。

【納める人】
特別徴収義務者として指定されたガソリンスタンドの経営者などが、軽油を購入した消費者から軽油代金と一緒に税金を受け取り、毎月分をまとめて翌月末日までに県に申告して納めています。

【納める額】
消費者が軽油を購入した場合は、1リットルにつき32円10銭分の軽油引取税がその価格の中に含まれています。

【免税】
船舶の動力源等の一定の用途に供する軽油の購入については、平成30年3月31日までの間、免税の対象となります。免税の適用を受けるためには、事前に免税軽油使用届証の交付を受けるなどの手続きが必要です。

【不正軽油に対する罰則】
軽油に灯油や重油を不正に混ぜると不正軽油となります。これらを製造したり、販売したり、使用したりする者のほか、不正軽油と知りながら運搬や製造場所の提供にかかわった者なども重く罰せられます。

◇お問い合わせ先
小田原県税事務所　間税課　TEL0465-32-8000㈹

青色活動報告

身近な税金セミナー

身近な税金セミナー『確定申告とマイナンバー&ふるさと納税』を平成28年10月1日より10月26日まで計12回、各地域にて開催し、合わせて316名の皆様にご参加頂きました。

創業セミナー

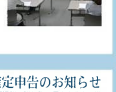

近い将来に事業を始めようとお考えの方を対象にした創業セミナーを平成28年10月7日に開催し、独立のノウハウや需務開業情報、開業手続き等について学んでいただきました。

小田原税務署からのお知らせ

平成28年分の確定申告のお知らせ

小田原税務署の申告書作成会場は

2月16日(木)から開設します。

☆ 開設期間：平成29年2月16日(木)～3月15日(水)
☆ 2月15日(水)までは、税務署には申告会場にありません。年金、給与所得の方は、2月1日(水)より開催する税理士による無料申告相談などをご利用ください。
☆ 個人事業の方は、年内から帳簿を整えて、決算書、収支内訳書の作成を始めましょう。

パート・アルバイト募集

税務署では、確定申告期間のパート・アルバイトを募集しています。（仕事内容：PCの操作補助・申告される方へのご案内・書類の整理等）詳しくは、HPをご覧いただくか、以下の連絡先にお問い合わせください。

連絡先　小田原税務署　0465-35-4511
内線204　総務課　上代（かじろ）

小田原税務署　アルバイト　検索

お子様の教育資金を「国の教育ローン」（日本政策金融公庫）がサポート！

高校、大学等への入学時・在学中にかかる費用を対象とした公的な融資制度です。

ご融資額	お子様1人あたり350万円以内
金利	年1.81%　固定金利 ※母子家庭、父子家庭または世帯年収(所得)200万円(122万円)以内の方は年1.41%(平成28年11月16日現在)
ご返済期間	15年以内 (交通遺児家庭、母子家庭、父子家庭または世帯年収(所得)200万円(122万円)以内の方は18年以内)
お使いみち	入学金、授業料、教科書代、アパート・マンションの敷金・家賃など
ご返済方法	毎月元利均等返済(ボーナス時増額返済も可能)
保証	(公財)教育資金融資保証基金(連帯保証人による保証も可能)

詳しくは、HP（国の教育ローンで検索）または教育ローンコールセンター（ナビダイヤル0570-008656、または03-5321-8656）までお問い合わせください。

どこどこ 地域のお店の情報満載！ 小田原青色申告会の地元応援検索サイト

「どこどこ」に登録すれば、あなたのお店・事業も簡単にインターネットで検索できるようになります！

手ぶらでおまかせ！
取材サービスプランもあります。

どこどこ 小田原　検索

税のカレンダー

納期限を守りましょう！　口座振替を利用しましょう！

○国民健康保険料（税）の納期限
【第5期】中井町……12月26日(月)
【第7期】山北町、開成町、箱根町、湯河原町……12月26日(月)
【第7期】小田原市、南足柄市、大井町……1月4日(水)
【第8期】松田町……12月26日(水)
【第9期】真鶴町……12月26日(月)

○後期高齢者医療保険料（普通徴収）
【12月分】小田原市……1月4日(水)
【第6期】湯河原町……12月26日(月)
【第6期】松田町……12月26日(水)
【第6期】南足柄市、中井町、大井町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町……1月4日(水)

○介護保険料の納期限
【12月分】小田原市……1月4日(水)
【第6期】松田町、山北町……12月26日(月)
【第6期】中井町、大井町……1月4日(水)
【第7期】開成町、箱根町、湯河原町……12月26日(月)
【第7期】南足柄市……1月4日(水)
【第9期】真鶴町……1月4日(水)

○固定資産税・都市計画税
【第3期】中井町、松田町、山北町、開成町、真鶴町、湯河原町……12月26日(月)
【第3期】大井町……1月4日(水)
【第4期】南足柄市……1月4日(水)
【第4期】箱根町……12月26日(月)

医療費控除について

本人又は生計を一にする配偶者その他親族の医療費を支払った場合、医療費控除の申告ができます。医療費控除の対象となる医療費の範囲は、次のとおりです。

医療費の種類	対象となるもの	対象とならないもの
医師又は歯科医師による診療又は治療の対価	○医師に支払った診療・治療費 ○入院のために支払う諸費代、食事代等 ○入院ドックや通いによる病気の発見・また、引き続き治療を行う場合の入院ドック費用 ○医師の指示で、治療上やむを得ない場合の差額ベッド代 ○付添人への報酬 ○発育段階にある子供の歯列矯正費用	○医師や看護師への謝礼 ○入院のために購入した寝具の借り賃の費用（寝巻き、活用用具代等） ○テレビや冷蔵庫の使用料 ○健康診断・人間ドック費用 ○インフルエンザの予防接種 ○単なる美容代や利用した差額ベッド代 ○美容のための整形手術費用 ○行過ぎ入院費の場合の超過 ○診断書の作成費用
医薬品等の購入	○医師の処方による薬 ○薬局のための調剤で購入した医薬品（風邪薬、胃腸薬など美容法に規定する医薬品） ○治療のために必要な医師の指示で装着するメガネの購入費用（病名などを医師が記入した用紙の効力証の必要） ○成人用オムツ（医師の作成した「おむつ使用証明書」が有る場合）	○病気の予防や健康維持・増進、美容のための購入したサプリメント、ビタミン剤など ○日常生活用のメガネ・補聴器の購入代 ○防寒二重窓、炭素床暖房の購入費用 ○健康器具の購入代金
治療通院のための交通費	○電車・バス等の公共交通機関の利用料（領収書や家計簿等に記入しておく） ○病状により公共交通機関が利用できない場合のタクシー代 ○効能や、費用請求などに同行する付添人の交通費	○自家用車で通院するためのガソリン代、駐車料代 ○タクシー代 ○里帰り出産のための交通費
あん法・マッサージ	○施術者（あん摩マッサージ指圧師、鍼灸師に関する法律に規定する施術者）、柔道整復師による施術費用	○資格を持たない者による施術費用 ○健康維持や疲れを癒すためのマッサージや、鍼灸の施術費用
介護施設等	○施設等の領収書には医療費控除の対象となる金額が記載されていますので、それを参考にしてください。	

次の算式によって計算した金額が控除額となります。

その年中に支払った医療費の額 － 保険金などで補てんされる金額 － 10万円 － 総所得金額等が200万円未満の場合は、その5%相当額 ＝ 医療費控除額（最高200万円）

◇更に詳しくお知りになりたいときは TEL 0465-35-4511 小田原税務署（税についての相談窓口）自動音声にしたがって番号「1」を選択してください

編集長後記 | 師走となり、過ぎ行く月日の速さを感じ、去り行く年への感慨と新しい年を迎える準備を行なう季節となりました。12月号は、確定申告指